

山口市中小企業人材育成応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、従業員の育成や定着に取り組む中小企業における、研修等の開催や受講及び資格試験の受験及び資格登録に係る経費の一部を補助することで、業務上必要なスキルの習得や企業に在籍しながら新たな知識・技術等の習得ができるリ・スキリングなどの導入促進を図り、市内事業者の人材確保や労働生産性の向上による成長・発展をもって、本市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

エ その他これらに準ずる者として市長が認めるもの

(2) 正規従業員 雇用期間の定めのない中小企業者の従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 山口市中小企業人材育成応援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所に勤務する常勤役員（個人事業主を含む。）、正規従業員、同一の中小企業者に雇用される正規従業員と所定労働時間や就業規則等の労働条件が同じ従業員、又はその他市長が認める者（以下「研修・資格試験対象者」という。）が受講又は受験する、業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得やリ・スキリングなどによるスキルアップに資する研修又は資格試験で、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかが実施するものであること。

ア 公的研修・資格試験実施機関

イ 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等

ウ 専門的な研修・資格試験を行っている民間団体又企業等

エ 補助対象者が自ら企画して主催する研修等

(2) 研修の場合、実研修時間が6時間以上の日程のものであること。

2 補助対象事業を実施する期間は、第7条第2項の規定による認定を受けた日から当該認定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が補助対象事業の実施に必要かつ適当と認めた経費とする。ただし、国・県・市及びこれらに準じる団体からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、補助限度額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、原則、事業実施日の1か月前までに補助金事業認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施事業概要書（別紙1）

(2) 研修・資格試験実施機関等が発行する研修案内等の研修内容や実施日がわかるもの

(3) 研修・資格試験に係る費用がわかるもの（研修・資格試験案内、見積書の写し等）

(4) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し）

(5) 市税の滞納の無いことの証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項の書類の内容確認を行い、認定する補助対象事業（以下「認定事業」という。）には補助金事業認定通知書（別記様式第2号）、却下する補助対象事業には補助金事業認定却下通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助対象事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）が、認定事業の内容を変更する場合は、速やかにその旨を補助金事業変更承認申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、同項の書類の内容確認を行い、補助対象事業の内容の変更として承認する場合は補助金事業変更承認決定通知書（別記様式第5号）、却下する場合は補助金事業変更承認却下通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(認定の辞退)

第9条 認定事業者は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金事業認定辞退届出書（別記様式第7号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第 10 条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定事業が終了した日（事業に関する支払が完了した日）から 30 日を経過する日、又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（別記様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（別紙 2）
- (2) 研修等を受講したことを証する書類（自ら企画する研修等の場合は、受講者名簿の写し及び実施状況写真）又は資格試験の結果通知書の写し等
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を補助金交付決定通知書（別記様式第 9 号）により、また、適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第 10 号）によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（別記様式第 11 号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付請求書を受け取った後、30 日以内に当該交付決定事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。

(報告及び調査)

第 14 条 市長は、必要と認めるときは、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他市長が必要と認めること。

(成果の公表)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業の成果について交付決定事業者に公表させることができる。

2 交付決定事業者は、前項の規定により成果の公表を求められた時は、これに応じなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費	
補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの	
1	謝金
2	委託料（研修業務委託費）
3	会場借上料
4	教材費
5	受講料
6	受験料
7	通訳料
8	資格登録料
9	前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
ただし、以下に該当する経費は除く。	
1	研修・資格試験実施機関等が支払を指定しない教材費
2	研修・資格試験対象者が自費で受講又は受験した経費
3	普通自動車第一種運転免許の取得に係る経費
4	資格の更新に係る経費
5	受験を要さず、資格登録のみ行う場合の資格登録料
6	支払手数料
7	消費税及び地方消費税に相当する額

別表 2（第 6 条関係）

1. 補助率	補助対象経費の 2 分の 1
2. 補助限度額	研修・資格試験対象者 1 人当たり 5 万円を限度とする。 ただし、補助対象者が交付を受けることのできる補助金は、当該年度において 1 企業につき 20 万円を限度とし、同一の研修・資格試験対象者につき複数回の交付を受けることはできないものとする。